

「懐山のおくない」は国指定重要無形民俗文化財です。



懐山の おくない

保存版 01号

「懐山のおくない」は国のお宝なんです。
毎年、正月におこなっているお祭りですが、実は国が指定している重要な文化財です。そのお宝が中世の時代から地域に引き継がれているのです。

民俗文化財とは

重要無形民俗文化財（じゆうようむけいみんぞくぶんかざい）は、衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など、人々が日常生活の中で生み出し継承してきた無形の民俗文化財のうち、特に重要なものとして国が指定したものです。この指定制度は、1975年に日本の文化財保護法の改正によって実現し、1976年5月4日に第1回として30件が指定されて以来、2014年8月1日現在で、合計286件が指定されています。その中のひとつが「遠江のおくないとひよんどり」として私たちの地域にあるものです。ちなみに第1回目の指定で同じ浜松市水窪町にある西浦田楽なのです。

背景

文化財保護法では無形の民俗文化財を、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、

民俗技術で、わが国の国民生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」と規定しています。これは、これまで「無形の民俗資料」といわれてき

たものであり、民俗学が「民間伝承」として学問の対象としてきたものであります。この指定制度が発足した背景には、平凡な人々のあいだに繰り返されてきた伝承文化が保護の対象になる、という考え方が定着したことに由来しますが、今の社会の急激な変貌により、営々として長期懐にわたって継承されてきた「民間伝承」が、今絶滅の危機に瀕しているという問題意識によるところも大きいです。

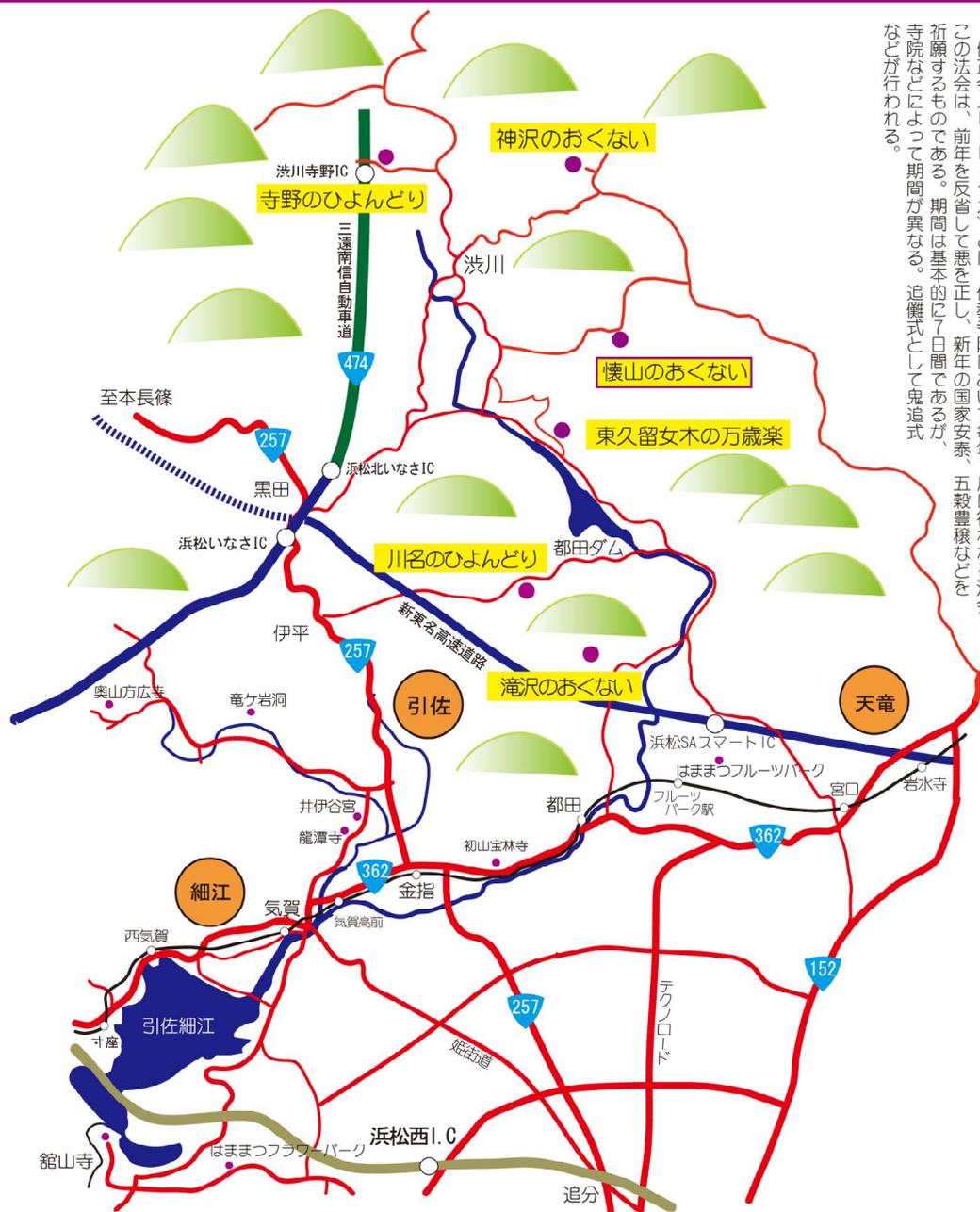
「遠江のひよんどりとおくない」

1994年（平成6年）12月13日、重要無形民俗文化

化財に指定された。遠江のひよんどりとおくない（とおとうみのひよんどりとおくない）は、静岡県浜松市（旧・引佐郡引佐町渋川寺野、同川名、旧・天竜市懐山）に伝わる民俗芸能。川名ひよんどり、寺野ひよんどり、懐山（ふところやま）おくないの三つが登録されていますが、これらの他にも滝沢おくない、神澤おくないなどの民俗芸能も存在します。一部は、後継者がいないことが大きな問題となっています。これらは、主に1月の初めに行われています。



「懐山のおくない」を中心に民俗文化財が存在しています。



修正会（しゅしょうえ）とは、仏教寺院において毎年1月に行われる法会。この法会は、前年を反省して悪を正し、新年の国家安泰、五穀豊穡などを祈願するものである。期間は基本的に7日間であるが、寺院などによって期間が異なる。追儺式として鬼追式などが行われる。

以前は三日堂から八日堂まで日送りの行事

三遠南信の街道筋には、修正会にちなむ芸能が点在していた。つまり、日ちちをかぶせて、三日堂の寺野、四日堂の渋川、五日堂の懐山・神沢、六日堂の黒沢（三河田楽として指定されているが、こちらとのつながりも深い）、七日堂の滝沢、八日堂の川名と呼ばれる御堂があり、「おくない」と呼ばれる修正会系の芸能が行われていた。現在は寺野、懐山、川名、神沢、滝沢、黒沢に残されている。東久留女木にもかつて「ひよんどり」が行われていたという言い伝えがあり、それをうかがわせる万歳楽の祭事が行われている。日送りではないが、別所、狩宿でも行われていた。

遠州が三河や信濃と山岳信仰や街道を通じて広範に結ばれた痕跡を如実に伝えている。今は御堂の名前どおりの実施ではなく正月三日に集中している。